

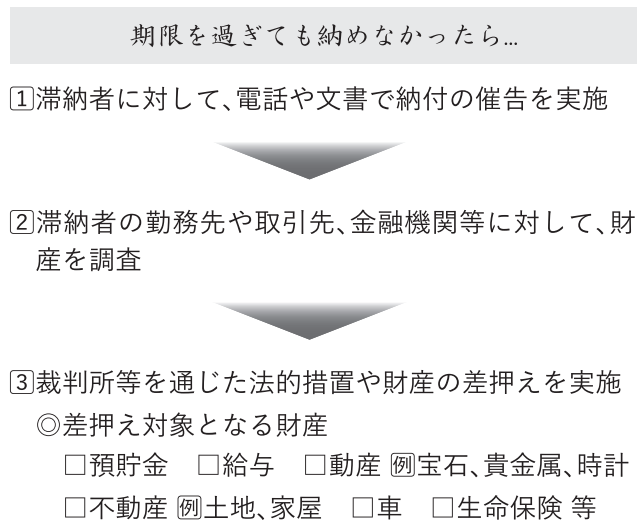
～滞納は絶対に見逃さない～

加東市では、毎年12月を「滞納整理強化月間」とし、滞納者への催告や調査を強化して実施しています。

税金や公共料金は、納付義務者のみなさんに期限までに納めていただくもので、期限までに納めていただけない場合は「滞納」となります。滞納されると、市の財政を圧迫し、市民サービスに悪影響を及ぼすだけでなく、期限までに納めていただいている方々との公平性を欠くこととなります。



事故や病気などによる離職や収入の減少等、やむを得ない事情で期限までに納められない場合は、その期限までに連絡・相談してください。



債権の種類	滞納するとどうなる？(一部のみ記載)	連絡・相談先
市税	市が提供するサービスが受けられなくなる場合がある。	総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0398
国民健康保険税	有効期間が短い被保険者証が交付される。または被保険者証が交付されなくなる。医療費の限度額適用がされなくなる場合がある。	総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0398
後期高齢者医療保険料	有効期間が短い被保険者証が交付される。または被保険者証が交付されなくなる。	市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0501
介護保険料	介護サービスの自己負担割合が高くなる。または全額自己負担となる場合がある。	健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440
市営住宅使用料・駐車場使用料 等	3か月以上滞納すると、市営住宅・駐車場等が使用できなくなる。	都市整備部都市政策課(庁舎3階) ☎43-0517
水道料金・下水道使用料	水道が使えなくなる。	上下水道部管理課(庁舎3階) ☎43-0533
学校給食費	催告書が届き、裁判になる(訴訟に移行する)場合がある。	学校給食センター(山国2007-125) ☎42-0074
病院診療費	催告書が届き、裁判になる(訴訟に移行する)場合がある。	病院事業部医事課(加東市民病院) ☎42-5511

本人通知制度に登録して不正取得を防止!!

“本人通知制度”ってなに？

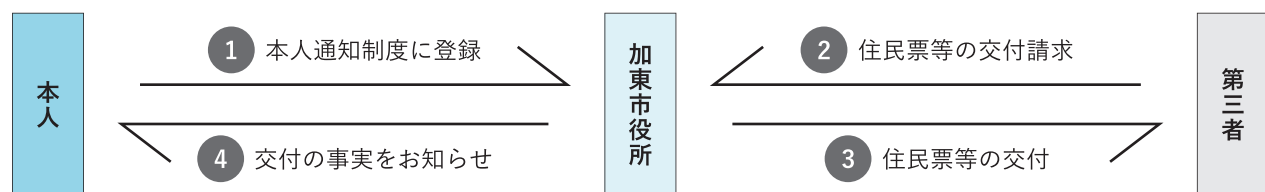


制度に登録された方の住民票や戸籍謄本等を第三者に交付したとき、その事実を文書でお知らせする制度です。

この制度に登録することで、委任状の偽造、なりすまし等による不正取得の早期発見・早期究明が可能となり、犯罪の防止につながります。

※登録前に交付したものについては、お知らせできません。

お知らせするまでの流れ



本人通知制度についての詳細は、市ホームページをご覧くださいか、市民課にお問い合わせください。

☎市民協働部市民課(庁舎1階) ☎43-0390



“化学物質過敏症”で療養中の方へ 障害年金を受け取れる場合があります!

「化学物質過敏症」によって、生活や仕事が制限されるようになったとき、現役世代の方も含めて障害年金を受け取ることができる場合があります。

■対象

下記の①、②のいずれかに該当する方

- ①障害認定日(初診日から1年6か月後)に障害年金の等級に該当した方
- ②障害認定日時点では、障害年金の等級に該当しないが、その後症状が悪化し、障害年金の等級に該当した方

※65歳以上になると請求できなくなりますので、注意してください。

■必要書類

- 化学物質過敏症専用の調査様式
 - 診断書(診断書の作成日や内容については、障害認定日によって異なりますので、下記に相談してください。)
- ※診断書を作成した医療機関が初診の医療機関ではない場合は、初診日証明書類も必要です。

請求方法や制度についての詳細は、日本年金機構ホームページをご覧くださいか、下記にお問い合わせください。

☎明石年金事務所 ☎078-912-4983

日本年金機構ホームページ▶

